

ご案内

参加無料

信書便制度説明会

～信書のルールを理解していただくために～

開催日時

令和3年3月18日(木) 14:00～15:00

内容

信書の定義、信書の具体例、信書便制度の概要、
信書便事業のサービス事例、東海4県の事業動向など

開催方法

オンラインによる開催〈Skype for Business〉

※新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインによる
音声説明のみでの開催となります。

対象者

信書便利用者、信書便事業参入希望者及び信書便事業者

申込方法

参加をご希望の方は、「信書便制度説明会参加申込書」に必要事項等を記載の上、裏面の連絡先までファックスにてお申し込みください。電子メールの場合は、本文に必要事項等を記載し、下記のアドレスまで送信ください。

申込期限:令和3年3月8日(月)まで

【お問い合わせ先】

東海総合通信局 信書便監理官室

電話：052-971-9115

FAX：052-971-9118

MAIL：tokai-shinshobin@soumu.go.jp

【主催】

総務省 東海総合通信局



総務省

信書とは・・・
手紙・はがき・前書き・請求書など、「特定の
受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事
実を通知する文書」の1つです。
紙媒体の文書は、紙媒体で送付する必要があります。

**手紙を守るための
ルールがあります。**

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社及び信書便事業者
だけが取り扱うことができると定められています。 ※宅配便やメール便では、原則として、信書の送付はできません。

信書全般に関するお問い合わせ

☎03-5253-5975

信書便事業への参入・利用に関するお問い合わせ

☎03-5253-5974

Eメール: shinsyo_soudan@soumu.go.jp

郵政庁ウェブサイト: <https://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>

「信書便制度説明会」参加申込書
(兼 F A X 送信票)

申 込 日	令和 年 月 日
団体名・所属	
参加希望者 ※ 欄が不足する場合は、 別様に記載してください。	(役職・氏名) (電子メール)
	(役職・氏名) (電子メール)
	(役職・氏名) (電子メール)
連絡先電話番号	
住所 (市区町村名)	_____ 県 _____ 市・町・村 _____ 区

※1 お申込みの際にお知らせいただいた氏名等の個人情報は、本説明会に
関してご連絡を差し上げるために利用し、他の目的で使用することはありません。説明会終了後廃棄します。

※2 参加申込者には、後日、説明参加URL、利用方法、説明資料を電子
メールで送付いたします。